

<確認事項>

- ① 「やったことがない(家事の経験がない)」「家族に負担をかけたくない」「利用者本人が家族のためにやっていた家事をヘルパーに代行してもらいたい」などの理由は認められません。
 - 家事行為の全てができなくても、一部分でも工夫すればできること・できそうなことを確認してください。 本人が、できる又はできるようになる可能性がある生活行為を代行することで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ② 同居家族:住民票ではなく居住実態で判断します。二世帯住宅・同一敷地内・同一集合住宅にいる家族は同居に含みます。 ただし、一律機械的にではなく、家族の生活実態等を勘案し判断します。
- ③ 単に障がい・疾病があるかで判断するのではなく、そのことによりどのような家事ができない状態であるかを確認してください。 夫婦のどちらかが要介護(又は要支援)の利用者である老夫婦世帯の場合、高齢者世帯という理由だけでは認められません。
- ④ 日中独居だけではやむを得ない事情とはなりません。 家族が日中不在であることにより、どのような家事ができなくなり、逆にどのような家事ならば可能であるのかを明確にしましょう。 家族が不在の時間帯に行う必要性があるものなのか(家族が不在の時間に行わなければ、日常生活上大きな支障が生じるか)を検討しましょう。
- ⑤ 「できないこと」をすべて保険給付で補おうとするのではなく、インフォーマルなサービスや民間の有償サービス等も検討してください。
- ※ 同居家族がいる場合は「生活援助中心型」サービス費の算定はできないという原則を,利用者及び家族等に十分に説明し、理解したうえで、利用者及び家族等の状況(「できること」と「できないこと」)をきちんとアセスメントしてください。
 - 一時的に家事困難となった場合は、期間を設けてサービスを導入してください。必ず事前に利用者・家族へ「あくまでも短期的な利用であること。 ○○の状況になったら生活援助サービスは終了となること。」をしっかり説明し、合意を得ておきましょう。
 - 同居家族等が家事を行うことができないやむを得ない事情がある場合であっても、当該同居家族等に対する生活援助(利用者との共有部分を含む)の提供はできません。